

西郷 広報

2月 1日

平成17年(2005)

No.410

—毎月1日・発行—

■議会報告……2

■あなたのパソコンがもう一つの申請窓口です……3

Main Contents



その笑顔いつまでも

平成17年西郷村成人式(1月9日)

村議会報告

平成十六年第四回定例会（十二月十日から十七日）が開かれました。
定例会では、条例の改正や平成十六年度補正予算など村長提出の議案十議案、議員提出の議案四議案が提出されました。
提出された議案の主な内容についてお知らせします。

第四回定例会

村長提出議案

▽職員との給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（可決）

申請、届出等の行政手続をインターネットにより自宅等から行うことができるように、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。

▽人権擁護委員候補者の推薦について（可決）

補正予算

今回提出された補正予算は全て原案どおり可決され、別表のとおりとなりました。

議員提出議案

▽平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書の提出について（可決）

▽郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書の提出について（可決）

▽利用料負担の大幅増など介護保

請願・陳情

△第四回定例会に提出された請願は二件、陳情は三件でした。各所管の常任委員会が付託を受け審査し、本会議において次のとおり決定しました。

請願

▽郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する請願書（採択）

▽利用料負担の大幅増など介護保険の改善に反対し、改善を求める請願書（採択）

陳情

▽教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める件（継続審査）

▽「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する陳情書（採択）

▽政府に「混合診療解禁・特定療養費制度拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書」の提出を求める陳情書（不採択）

▽教育関係予算に関する陳情書（採択）

●公営企業会計

区 分		補正額	総 額
水道事業会計	収入	4,800 千円	410,975 千円
	支出	4,800 千円	410,975 千円

●一般会計・特別会計

会 計	補正額	総 額
一 般 会 計	496,000 千円	7,083,500 千円
老 人 保 健 特 別 会 計	12,454 千円	1,365,918 千円
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	△ 1,891 千円	919,370 千円
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	△ 35,357 千円	365,281 千円
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	870 千円	731,817 千円

あなたのパソコンがもう一つの申請窓口です

1月11日より電子申請が運用開始

村では、各種申請や届出のインターネットによる電子申請を受け付けます。

これは福島県と県内市町村が共同運営するシステム（ふくしま県市町村共同電子申請システム）が運用開始されたためです。

これまでの窓口や郵送での手続きに加え自宅や会社からインターネットを利用した電子申請が可能になりました。

電子申請を行うには

あらかじめIDとパスワードのユーザー登録が必要です。
また、電子証明書が必要とする手続きでは、電子証明書とカード読み取り装置が必要です。

電子証明書とは、住所・氏名・生年月日・性別などを記録した住民基本台帳カードに証明書としての機能を記録したものです。

カードの交付、電子証明書の記録は、それぞれ五百円の手数料がかかります。

運転免許証など官公署が発行した顔写真付き身分証明書とカラーの顔写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm）をお持ちのうえ、住民生活課で手続きをしてください。

電子申請・届出ができる手続き

県に申請・届出する約百六十の手続きと、村に申請・届出する約二十の手続きが電子申請できます。
主なものは、次のとおりです。

○県の手続き

- ・ 調理師の免許申請
- ・ うつくしまエコイベント申請
- ・ 地域づくりサポート事業計画
- ・ 景観アドバイザー申請

○村の手続き

- ・ 住民票の写しの交付申請
- ・ 軽自動車税納税証明書（車検用）の発行申請
- ・ 入湯税納入申告の手続
- ・ 妊娠届
- ・ 共催・後援等承認申請
- ・ 犬の登録申請等

電子申請システムを利用するには

①ソフトウェアの設定

インターネットに接続されたパソコンのソフトウェアの設定が必要になります。「安全な通信を行うための証明書（自己証明書）」の設定や、Java 実行環境の設定などです。

②ユーザー登録

ふくしまの窓口から、ユーザー登録をする必要があります。登録すると「ユーザーID」「パスワード」が交付されます。

③利用できる時間帯

システムの保守点検のために停止する日を除いて、毎日午前八時三十分から午後八時三十分まで利用することができます。

④注意点

○交付および手数料
証明書・許可証等は、後日窓口で手数料と引き換えにお渡します。

○添付書類

添付書類が必要な手続きは窓口へ持参するか、郵便などでお送りください。

土・日・祝日あるいは平日の勤務時間外に受け付けた申請についての処理は、通常の勤務時間に行います。
「ふくしま県市町村共同電子申請システム」のアドレスは左記のとおりです。
<http://e-madoguchi.jp/>

■問合せ

ふくしまの窓口コールセンター
☎0570-01-2940
企画調整課 企画情報係
☎25-2943
✉ kikaku@vill.nishigo.
fukushima.jp

公表します！

給与・定員管理等について

村職員の給与・定員管理等については、村議会における給与条例、予算等の審議を通じて明らかにされているところですが、村民の皆さんにさらにご理解とご協力をいただけますよう、給与・定員管理等について、そのあらましをお知らせします。



◇人件費の状況

【表1】平成15年度人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末16.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 14年度の人件費率
15年度	19,262人	66億4,816万円	1億7,641万円	14億6,006万円	21.96%	22.60%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

【表2】一般職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	その他手当	計(B)	
16年度	165人	6億6,301万円	2億7,351万円	8,460万円	10億2,112万円	618万円

(注) 1 給与費は平成16年度当初予算に計上された額です。
2 その他手当には退職手当は含みません。

◇職員の給与の状況

【表3】職員の平均給料月額と平均年齢の状況

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
357,600円	45.0歳

(注) 平成16年4月1日現在

【表4】職員の初任給・学歴別経験年数別平均給料月額の状況

区 分		初 任 給	採用 2 年経過時 給料月額	経 験 年 数		
				10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	317,500 円	351,300 円	381,700 円
	高校卒	138,900 円	148,500 円	256,500 円	314,200 円	348,600 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

【表5】一般行政職の級別職員数の状況（平成16年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主事	主査	係長 主任主査	課長補佐 専門主査	課長 幹事	参事	
職員数	0人	8人	9人	13人	35人	40人	12人	3人	120人
構成比	0.00%	6.67%	7.50%	10.83%	29.17%	33.33%	10.00%	2.50%	100%

(注) 1 本村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

【表6】昇給期間短縮の状況

区分	職員数(A)	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B/A)
一般行政職	120人	7人	5.83%

(注) 職員には年1回の昇給（普通昇給）や、勤務成績が特に良好な場合、さらに上の号給に昇給させる特別昇給（昇給期間短縮）の制度があります。

【表7】職員手当の状況（平成16年4月1日現在）

区分	本村		国	
期末手当・勤勉手当	国に同じ		6月期 12月期 計	期末手当 1.40月分 1.60月分 3.00月分 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有り
				勤勉手当 0.70月分 0.70月分 1.40月分
退職手当	国に同じ		(支給率)	(支給率)
				勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2～20%加算)
特殊勤務手当	退職時特別昇給1号(勲奨退職時2号)		自己都合 21.0月分 33.75月分 47.5月分 60.0月分	
	退職による1名増 退職による3名減		28.0875月分 44.335月分 60.99月分 60.99月分	
	区分		全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合		7.22%	
	支給対象職員1人当たり平均支給額		2,615円	
代表的な手当の名称	手当の種類(手当数)		6種類	
	支給額の多い手当 多くの職員に支給 されている手当		・行旅死病人取扱の手当 ・特殊車両運転業務の手当 ・除雪車両運転業務従事職員の手当 ・用地交渉業務従事職員の手当	
時間外勤務手当	平成14年度	支給総額	35,916千円	
		職員1人当たり支給年額	198千円	
	平成15年度	支給総額	23,763千円	
		職員1人当たり支給年額	134千円	

区分	支給要件	手当額(月額)
扶養手当	次に掲げる人で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている人	◆配偶者 13,500円 ◆扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,500円 ◆扶養親族である配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,000円 ◆配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ◆2人目の扶養親族 6,000円 ◆その他の1人 5,000円 ◆満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算) 5,000円
	◆住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員(借家)	◆借家 100円～27,000円
	◆自宅を所有している職員(自宅)	◆自宅 2,500円 ただし、取得後5年に限り 3,500円
	通勤距離が2km以上になる職員で交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用している職員	2,200円～51,000円 (51,000円を超える額については、その額と51,000円との差額の2分の1を加算した額)
住居手当		
通勤手当		

【表8】特別職の報酬等の状況（平成16年4月1日現在）

区分	給料月額等	期末手当
村助収入教育	長給 788,000円	6月期 1.60月分 12月期 1.70月分
	役給 609,000円	
	料給 571,000円	
	長給 556,000円	
議副議長	長報 330,000円	計 3.30月分
	員長 264,000円	
	員酬 240,000円	

◇定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

■定員適正化目標（数・率）

平成12年3月に策定された第三次西郷村行政改革大綱により、平成12年度から16年度までの5年間で、これまでの定員管理の実績、将来の行政需要、従来事務の現状等を勘案して、総職員数において6名（3.1%）の減員を図る。

■定員適正化手法の概要

- 組織・機構改革
行政需要に対応した組織・機構改革を行う。
- 人員の適正配置
従来の事務を見直し、適正な人員の配置を行う。
- サンセット方式
期限の定められた事業、一遍的な事業については事業終了時の自動的なスクラップを原則とする。
- OA化の推進
庁内のOA化を推進し、事務の省力化を図る。
- 民間委託等
施設管理部門等のうち委託できるものについては積極的に委託する。
- 職員の能力開発
職員の能力開発を積極的に行い、公務能率の向上を図る。

【表9】定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要（平成16年4月1日現在）

区分	平成11年 計画前年	平成12年 1年目	平成13年 2年目	平成14年 3年目	平成15年 4年目	平成16年 5年目	主な増減理由
一般行政	増員	6	1	1	3	2	新採用による2名増 退職による1名減、異動による1名減
	減員	4	9	3	6	2	
	差引	2	△8	△2	△3	0	
	職員数	133	135	127	125	122	
特別行政	増員	1	1	0	1	1	異動による1名増 退職による3名減
	減員	0	0	1	1	3	
	差引	1	1	△1	0	△2	
	職員数	38	39	40	39	37	
公営企業等計	増員	0	5	0	1	0	
	減員	2	0	1	1	0	
	差引	△2	5	△1	0	0	
	職員数	21	19	24	23	23	
計	増員	7	7	1	5	3	
	減員	6	9	5	8	5	
	差引	1	△2	△4	△3	△2	
	職員数	192	193	191	187	182	

(注) 「特別行政」には、教育委員会の職員が該当します。
(注) 「公営企業会計」には、水道、下水道、農業集落排水、国民健康保険、介護保険、介護サービスの各事業の職員が該当します。

平成 17 年 4 月から国民年金保険料が 月額 13,580 円に変わります

国民年金は、20 歳以上 60 歳未満の人みんなが加入し保険料を納め、経済的な支えが必要となったときに年金を受け取る国の社会保障制度です。国民年金からは老後だけではなく、万一のときも給付があります。また、厚生年金や共済組合に加入していた人は上乘せの年金が受けられます。

① 保険料が変わります

保険料額は、今年の四月から、前年度に比べて二百八十円アップし月額一万三千五百八十円になります。今後毎年度二百八十円ずつ引き上げられ、平成二十九年度以降は一万六千九百円で固定されることが決まっています。少子化で支え手が減っても年金制度が将来にわたり持続していくための変更です。ご理解をお願いいたします。

② 納め方が選べます

保険料は、現金で納めることもできますが、毎回納めにいなくてもよい口座振替やインターネットを利用しての納付も可能です。あなたにあった納め方をお選びください。



③ 納める場所はあなた次第

「手紙を出すついでに郵便局で」「買い物がてらコンビニで」保険料を納めることができ、取扱窓口は身近なところにとくさんあります。毎回同じところで納めなくても、もちろん大丈夫。出かけたついでにちよつと立ち寄れる、そんな便利な取扱窓口をめざしています。

④ 納付に困ったらご相談ください

保険料をきちんと納めていないと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金も受けられない場合があります。事情があつて納められない場合は、免除制度などがありますので村の年金窓口や社会保険事務所へご相談ください。

全額免除

決められた要件にあてはまると届け出や申請により保険料の全額が免除になります。

半額免除

決められた要件にあてはまると申請により保険料の半額が免除、半額納付することができます。半額納付の際、一年分や半年分をまとめて前納すると保険料が割引になります。



■問合せ
福島社会保険事務局
白河事務所
☎ 27-4164
住民生活課 住民係
☎ 25-1114
✉ jumme@vill.nishigo.
fukushima.jp

※免除や特例を受けた期間にかかる老後の年金は、後から納めないと減額になります。老後の年金を満額に近づけるためには、後から保険料を納めることをおすすめします。

三十歳未満の人の保険料納付特例制度

平成十七年四月から新設されます。三十歳未満の第一号被保険者本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請により保険料を後から納めることができる特例制度です。

学生の保険料納付特例制度
前年の年収が一定以下の学生は申請して認められると保険料を後から納めることができる特例制度です。

住民税・国民健康保険税 の申告はお早めに！

西郷村の申告相談期間は
2月10日(木)～3月15日(火)

申告の必要な方

- 平成十七年一月一日現在、村内に居住して平成十六年中に所得があった方
- 農業、営業、不動産、その他事業所得のあった方
- ※申告は、収支計算による申告が原則です。収入金額、必要経費を各項目ごとに算出し、所得金額を自分で計算し申告してください。なお、農業所得の申告についても、収支計算による自主申告となりますので「農業所得計算ノ1

- 「ト」に記入の上、ご持参願います。
- 給与収入だけの方で年の途中で退職したり、パート等で給与収入のあった方、または、会社等から給与支払報告書の出していない方（会社等から村に給与支払報告書が提出されている方は申告の必要はありません）
- 国民健康保険に加入している方、又は、加入する予定のある方（収入が無くても申告が必要で、申告をしないと無収入であっても国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなります）
- 介護保険料を納付している方（六十五歳以上）とその世帯主の方は収入がなくても申告が必要です。（保険料の段階確定のため）
- 申告相談の案内ハガキが送付されない方でも前述に該当する方は、申告が必要です。
- 所得税の確定申告書を税務署に提出された方は、申告の必要はありません。なお、**税務署から申告書が送付された場合は、**

- 税務署での申告になります。（税務署の申告書は、自分で書いて郵送でもできます。また、インターネットによる申告もできます。）**
- 申告に持参する主なもの**
- 案内ハガキ、印鑑、申告者の預金通帳及び通帳印、源泉徴収票、恩給や年金の源泉徴収票、営業所得等のある方は帳簿、収支計算書、収入・支出の証明できる書類
- 生命保険料、損害保険料、個人年金保険料、医療費（医療費の助成や保険金の支給を受けた方は、その決定通知書等）、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの支払証明書、又は領収書
- 農業申告をされる方は、農産物の販売明細、その他農業に關係する収入明細及び経費明細を記入した収支内訳書
- ※**収支内訳書を記入しないと申告の受付ができません。**
- 身体に障害のある方、又は、扶養控除を受ける方は身体障害者手帳等、要介護等認定書は障害者控除対象者認定書

申告相談の日時と場所

○申告相談の日時と場所は、個人宛に通知しますが、都合により指定された日時に来られない方や個人通知されない方で申告相談を受ける方は、下記日程表のうち、都合のよい日にお越しください。



月 日	申告相談業種	会場及び時間
2月10日～17日	年金受給者及び一般の雑所得のある方	役場庁舎前 プレハブ会議室 (第一会議室) 受付時間 午前9時～11時 午後1時～3時 (ただし、土日祝日を除く)
2月18日～3月7日	農業所得のある方	
3月8日～9日	給与所得のある方、平成16年中に転入した方、その他所得（譲渡、一時、配当等）のある方	
3月10日～11日	営業所得のある方	
3月14日～15日	不動産所得のある方、その他の事業所得のある方	

■問合せ 税務課 賦課収納係 ☎ 25-1113（内線 252・253）

平成 17 年度住民税関係の改正事項

- ①個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する均等割の非課税措置が廃止されます。均等割は、共働き家庭の場合、妻の年収が例えば 100 万円を超えても非課税でしたが、今回の改正で段階的に廃止されます。平成 17 年度から 2 千円、平成 18 年度から 4 千円の新たな均等割の負担が発生します。
- ②配偶者の年間所得が 33 万円未満の場合に適用されていた「特別控除の上乘せ」と呼ばれる部分が廃止されます。配偶者が専業主婦などの場合で「配偶者控除」の対象になっている場合には、上乘せして最高 33 万円の「配偶者特別控除」が適用されていましたが平成 17 年度より廃止されます。
- ③長期譲渡所得の 100 万円の特別控除は平成 17 年度より廃止されます。

1 / 9

村消防団の出初式が、団員約 280 名の参加のもと、熊倉小学校校庭で実施されました。雪がふり積もった校庭で、統監の佐藤村長の訓示に続き、徳田団長が挨拶しました。式後、統監らが通常点検や機械器具、消防車両などの点検を行いました。団員は、自分たちが地域に密着した防災ボランティア団体として「自分たちの村は自分たちで守る」と火災予防の誓いを新たにしていました。



photo NEWS

ほっと フォト ニュース

今年の無火災を祈って

青少年の健全育成を目的に、また、日本の本物の伝統文化に肌で触れてもらおうと、文化センターで「鈴ヶ舎馬風師匠独演会」と銘打った、「落語鑑賞会」が行われました。独演会では、馬風師匠とそのお弟子さん達による、古典落語の「禁酒番屋」小咄や歌などが披露され、来場者を独特の語り口で沸かせていました。

こぼなし
小咄に初笑い

1 / 15



1 / 12

飲酒運転を根絶

村の交通対策協議会では、今年も悲惨な交通事故の撲滅を願って、交通団体の関係者 24 名が出席し、鹿嶋神社で祈願祭が執り行われました。

この後、白河警察署を訪れ交通事故撲滅を図るために毎年実施している飲酒運転署名簿 7,898 名分を穴沢英一署長に手渡しました。



▲代表で成人証書と記念品を受け取る近藤隆さん（左）と内海彩さん（右）



▲誓いの言葉を述べる松田将裕さん

一月九日、村文化センターにおいて新成人二百七十三名（男性百四十九名、女性百二十四名）の二十歳の門出を祝う平成十七年成人式が開催されました。

新成人代表の近藤隆さんに成人証書が授与され、内海彩さんに記念品が佐藤村長から手渡されました。

加藤教育長の式辞の後、佐藤村長は、「どうか素晴らしい自らの未来を拓くために新たな一ページを起してください」と告辞を述べました。

その後新成人を代表して、松田将裕さんが「成人として責任の重大さを自覚し何事にも努力します」と誓いの言葉を述べ、大人としての自覚を新たにしました。

273 名が大人の仲間入り

平成十七年西郷村成人式

20 歳の声

新成人 2 人に 20 歳を迎えての抱負を聞きました



金田保さん（上野原）

現在、大学で勉強をしていることを生かし、西郷村の街並みを良くしたい。



中丸千秋さん（米）

調理の仕事をしているので、将来自分でレストランを経営したい。



支援費制度



1 支援費制度の趣旨

ノーマライゼーションの理念の下、障がい者の自己決定の尊重が認められており、利用者の立場に立ったサービスを提供するため、新たに、障がい者がサービスを選択し事業者との間で直接、契約を行いサービスの提供を受ける「支援費制度」が始まりました。

支援費制度においては、障がい者の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することとなります。

3 基本的な仕組み

- (1) 支援費支給を希望する障がい者は、村担当窓口や地域療育コーディネーター等に相談し、西郷村保健福祉センター内健康推進課で支援費支給の申請を行います。
- (2) 村は、障がい者の身体・家族・生活状況等の調査を行い、支給が適切であると認めるときは、支給決定を行います。
- (3) 支給内容・支給量が決定され受給者証が交付されたら都道府県知事が指定した事業者・施設に直接申し込みを行います。村は、どのような事業所や施設があるか情報提供いたします。
- (4) 本人が、支給決定の範囲内で障がい者福祉サービスを利用したときは、本人および扶養義務者は指定事業者・施設に対し利用者負担金を支払うとともに、村はサービスに要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する仕組みです。

サービスは施設と居宅の二種類に分かれます

4 施設訓練等支援サービス

① 授産施設＝障がい者で雇用されることの困難な者または生活に困窮する者等を入所又は通所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設。

② 療護施設＝障がい者であって常時の介護を必要とする者を入所させて、治療および養護を行う施設。

③ 更生施設＝障がい者を入所又は通所させて、その更生に必要な治療または指導を行い、およびその更生に必要な訓練を行う施設。

■問合せ

健康推進課 地域福祉係 Tel 25-3910

✉ suishin@vill.nishigo.fukushima.jp

2 支援費制度の内容

福祉サービスを利用しようとする障がい者は、サービスを選択し事業者との間で直接、契約を行いサービスを利用します。

支援費制度では施設で受けるサービスと居宅での生活をサポートするサービスの中から、最適な支援を受けることができます。

利用者は事業者に対して、本人および扶養義務者の負担能力に応じた自己負担額を支払うとともに、村は障がい者の受けたサービスに対して、「支援費」を支払うこととなります。

利用するにはどのようにしたらいいの？



5 居宅生活支援サービス

① 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）＝居宅において入浴、排泄、および食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事、生活等に関する相談および助言並びに外出時における移動の介護等を必要とする障がい者に対して、便宜を供与する事業。

② デイサービス事業＝入浴、食事の提供、創作活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更正相談およびレクリエーション等を必要とする障がい者に対して、便宜を適切に供与することができる施設に通わせ、便宜を供与する事業。

③ 短期入所事業（ショートスティ）＝居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期入所を必要とする者に対し、更生施設、療護施設、授産施設その他短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設へ短期入所させ、その者に必要な援助を行う事業。



ご存じですか？ 高齢者在宅福祉サービス



村では、介護認定を受けていない高齢者の方々が、在宅で自立した生活ができるよう、次のような支援をしています。

寝具洗濯乾燥消毒サービス

■利用料：クリーニング代の 10%

65 歳以上の介護保険認定者、ひとり暮らし、高齢者世帯等の方に対して寝具の消臭クリーニングをし、快適な日常生活を支援します。

軽度生活援助事業

■利用料：500 円 / 週 1 回 1 時間

65 歳以上の方に、自立した生活ができるよう家事援助等のサービスを提供します。

訪問理美容サービス

■助成額：2,000 円 / 3 ヶ月ごとに 1 回

理美容院に向くことが困難な寝たきり高齢者の方に、訪問して理美容のサービスを受けたときの料金の一部を助成します。

老人温泉利用事業

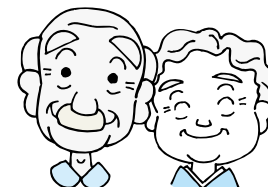
■助成額：1,000 円 / 年に 1 回

60 歳以上の方に、甲子温泉の旅館に宿泊するときに宿泊料金の一部を助成します。

緊急通報システム装置設置事業

■利用料：無料

65 歳以上のひとり暮らしの方に、いざというときの安心のために簡単な操作で緊急事態が通報できる電話機器を設置します。ただし、今、電話機があることが必要です。



日常生活動作訓練事業

■利用料：食材料費等

65 歳以上の方を対象に、炊事等の家事訓練を中心とした教室を開催し、自立した生活が出来るように援助します。

高齢者にやさしい住まい作り助成事業

■助成制度額：180,000 円

60 歳以上で、介護保険に認定されていない高齢者に、手すり、段差解消等の住宅改修資金を助成します。ただし、ご利用に際しては所得制限があります。

高齢者食生活改善事業

■利用料：食材料費

65 歳以上の高齢者またはその家族を対象に、保健福祉センター等において高齢者に合った食生活改善のための各種栄養教室を開催します。

はり、灸、マッサージ助成事業

■利用料：1,000 円 / 月

70 歳以上の高齢者または 65 歳以上の障害者手帳 1,2 級を持っている高齢者が、村が指定する施術所で、はり灸マッサージを受ける場合、その費用の一部を助成します。

転倒骨折予防事業

■利用料：無料

65 歳以上の方を対象に、地区集会所等にて、寝たきり予防のための転倒骨折予防教室を開催します。

高齢者生活支援ショートスティ事業

■利用料：ショートスティ宿泊料金の 10%

介護保険対象外の 65 歳以上で、介護が必要な高齢者の家族に急用が来、在宅での介護ができないときに、一時的に、7 日間を限度に、施設に入所することができます。

日常生活用具給付事業

■利用料：所得に応じてかかります

心身機能が低下し、火の取り扱いが心配な 65 歳以上の要援護高齢者、ひとり暮らしの方に、電磁調理器、火災警報機、自動消火器等を給付します。



シリーズ⑪
高齢者のための
生活支援

「転倒骨折予防教室の開催」

最近、歩幅が狭くなったと感じたり、足が思うように上からず、うっかりつまづいてしまったということはないでしょうか？これらは、脚を持ち上げて前に出す筋肉が衰えてくる現象なのです。これによって骨折してしまうこともあり、寝たきりのきっかけとなってしまうこともあるのです。村の地域在宅介護支援センターでは、これらを予防するための知識や体操を実践する教室を開催しております。

■問合せ■

南部地区在宅介護支援センター(㈱アイランド)

☎ 48-0688

転倒骨折予防教室

日時 平成 17 年 3 月 5 日 (土)
午後 2 時～
場所 西郷村農民研修センター
(やまぶき荘の裏)
内容 寸劇
予防体操とおはなし
(大須賀京子先生)
参加費 無料

靈感・開運商法

「あなたの家には悪霊がとりついている。」「近い将来大きな災いがふりかかる。」「悪徳業者は私たちの不安や恐怖心をあおりこう言ってます。」「この不幸から逃れるにはこの大理石の壺を買うしかない。」「この印鑑をもてば運勢がよくなりあなたを守ってくれます。」「人の弱みにつけ込んで契約させるのがこの商法なのです。」

騙しのテクニック

訪問販売等で「姓名判断をしたい」などといった近寄り、「あなたの名前は画数が悪く、近い将来大きな災いがふりかかります。放っておくとあなただけでなくあなたの家族や友人までも不幸になりますよ。」などと言って消費者(特に20代から30代の女性(主婦)が多い)の不安や恐怖心をあおります。そして不幸から逃れるため非科学的・宗教的な商品を買うように勧めてきたり、お祓いしてやる

といった高額な祈禱料を請求したりしてきます。これら商品は非常に高額なもので、ひどい場合何百万、何千万という額に及ぶこともあります。相談件数自体は多くはありませんが、人の心の弱みに付け込む、特に悪質なものが多く、場合によってはあやしげな宗教と結びついて家庭崩壊までつながるため、特に注意が必要です。

・この商品を買えば運勢が良くなる、買わなければ大変なことになると説明しますが客観的な事実や科学的な根拠はまったくありません。
・物品等を購入したところで人の運など変わらず、それは本人の気持ちの問題です。
・悪徳業者は、騙すことに关して法律関係など含めてかなり勉強しています。
・自己責任の時代、自分を守るのは自分しかないと思ってください。

シリーズ⑪■

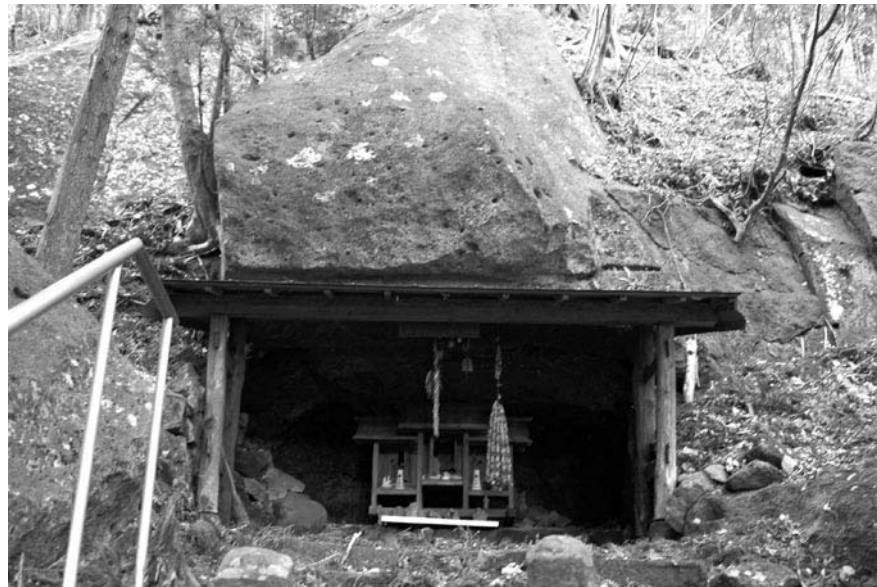
アドバイス



問合せ
●商工観光課
●福島県消費生活センター
☎ 024-521-0999

にしごうの神社

第5回「動石神社」



▲動石(ゆるぎいし)の名のとおり、今にも巨岩が動き出しそうである

県道増見・小田倉線で下羽太地区集落センター近くの交差点から大信村に向かい、坂をあがる手前を左に行くと、動石(ゆるぎいし)神社があります。他の神社のような本殿があるわけではなく、巨岩の下に社があります。おそらくこの巨岩を神様として祀った神社と思われる。山の神や田の神などの自然神が集まる場所として山を神聖な場所とする信仰のひとつです。『白河風土記』には「動石大明神」とあり、祭神は武甕槌神(たけみかづちのかみ)となっています。武甕槌神は建御雷之男神(たけみかづちのかみ)ともいい、雷の神様でもあり、山に集まる自然神の一柱を祀っていることとなります。

現在の社は棟札によると、昭和四十四年に同地区の甲神社(羽太字南)、笹原神社(羽太字下前田)とともに明治四年に建てた旧社を新築しています。

本神社は自然崇拜の一例として、貴重な姿を現在に残しているものです。

川谷小、川谷中卒業生 1,000 名達成

～節目祝い同窓会を開催～

川谷小・川谷中の卒業生千人達成を記念した同窓会が卒業生や恩師ら約百人が参加して開催されました。昭和三十年の同校設立以来、半世紀近い年月をかけて達成したもので「川谷の思い出。そして未来…」と題して記念フォーラムが行われました。

千人目の卒業生となった関矢睦さんや前PTA会長ら五人がパネリストとなり、分校時代の思い出や地区の教育の在り方について意見を述べ合いました。

また、両校の校長と同窓会の原田和信会長らが校庭にモミジの木を記念植樹し、卒業生千人達成を祝いました。



▲思い出などを語った「フォーラム」



▲モミジの木を記念植樹

【沿革】
川谷小は、昭和三十年に熊倉小学校川谷分校から、川谷中も、同時に西一中川谷分校から独立し、現在は同じ校舎で、小学生六十三人、中学生三十九人が学んでいます。

information

お知らせと情報

各課直通電話番号

課局室名	電話番号	課局室名	電話番号
総務課	25-1112	企画調整課	25-2943
税務課	25-1113	下水道課	25-2912
住民生活課(住民・生活課)	25-1114	会計室	25-2934
	25-2197	議会事務局	25-2980
行政サービスセンター	31-2237	農業委員会事務局	25-2946
健康推進課(保健・国保)	25-1115	西郷村土地改良区	25-1116
	25-3910	学校教育課	25-2370
在宅介護支援センター	25-5121	学校給食センター	25-1256
商工観光課	25-2910	生涯学習課	25-2371
農政課	25-1116	水道事業所	25-2962
建設課	25-1117		
	25-1118	代 表	25-1111

●歯科医 休日当番日

2.6	水野谷 歯科医院	(中島村)	☎ 52-3933
2.11	三森 歯科医院	(白河市)	☎ 23-2401
2.13	本柳 歯科医院	(泉崎村)	☎ 53-5030
2.20	山本 歯科医院	(白河市)	☎ 24-2888
2.27	よしなり 歯科医院	(白河市)	☎ 24-3020

●小児科医 休日当番日 (白河地区)

2.6	関根 医 院	(白河市)	☎ 27-3060
2.11	樋口小児クリニック	(矢吹町)	☎ 42-2040
2.13	みうら小児クリニック	(白河市)	☎ 28-1001
2.20	おかざきクリニック	(白河市)	☎ 23-2551
2.27	岡崎小児科内科医院	(白河市)	☎ 23-7611

●内科医 休日当番日 (白河地区)

2.6	クリニックおおまち	(白河市)	☎ 23-1110
2.11	佐藤循環器内科クリニック	(白河市)	☎ 24-2311
2.13	すずき内科クリニック	(白河市)	☎ 24-4114
2.20	鈴木ホームクリニック	(白河市)	☎ 31-8181
2.27	千 葉 医 院	(白河市)	☎ 24-2080

※電話案内 しらかわ救急情報センター ☎ 23-9909

(看護師が電話にて当番医の紹介や当番医以外の専門医等の紹介や場所の案内をします。)

●今月の納税

固定資産税 (第4期)
国民健康保険税 (第8期)
介護保険料 (第8期)

2月28日(月)までにお納めください。

※納税は便利な口座振替で

お知らせ

西郷村地球温暖化対策

地球温暖化とは、大気中に温室効果ガスが増えすぎると、日射で地球に入ってきた熱のうち、放射熱が温室効果ガス(温暖化への影響が特に大きいとされるのが二酸化炭素)に吸収されてしまい、気温が上昇していくことをいいます。

温暖化により影響は・・・

▼海水位の上昇に伴う陸域の減少

▼豪雨や干ばつなどの異常現象の増加
▼生態系への影響や砂漠化の進行
▼農業生産や水資源への影響
▼マラリアなどの熱帯性感染症の増加
・・・などがあげられます。

概要として、西郷村では平成13年度に西郷村地球温暖化対策実行計画を策定し、村が行う事務や事業、対象となる組織・施設に関して、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出を抑制するなど、環境への負荷の低減、循環型社会の構築及び環境保全に積極的に取り組んでおります。

また、このような取り組みを実践

西郷村農業委員会委員

選挙人名簿の縦覧

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を左記により行います。

選挙人名簿は、縦覧後、平成17年3月31日をもって確定します。

●縦覧期間

2月23日(水)～3月9日(水)

●縦覧場所

西郷村選挙管理委員会
(西郷村役場内)

■問合せ

西郷村選挙管理委員会
☎ 25-1112

『スイッチ東北道大実験』

昨年10月10日から1月9日まで実施された料金割引実験『スイッチ東北道大実験(矢板IC～白河IC間)』の交通状況、実験認知状況に関する速報値を報告します。

●インターチェンジ間の交通量

実験対象区間におけるインターチェンジ間の交通量(平日)が実験前と比較して平均約1.9倍に増加しています。

●断面交通量

実験対象区間における断面交通量(平日)は実験前と比較して、東北道で平均約10%増加、国道4号で

平均約1～2%減少しています。

●社会実験の認知度

沿道住民や道路利用者を対象に実施したヒアリング調査において、約74%の方が「この実験を知っている」と答えています。

※詳しくはホームページをご覧ください。さい。今回の速報値の詳細、実験の概要等も紹介しています。

☐ <http://www.switch.tochigi-tohokudo.jp>

■問合せ

建設課

地球環境基金

「地球環境基金」は皆さんからの寄付金や国の出資金を活用し、民間団体(NGO)を支援するための財源とします。

皆さんの誰もが環境保全のサポートになれます。ご協力をお願いします。

●設置場所

住民生活課窓口

■問合せ

独立行政法人 環境再生保全機構

神奈川県川崎市幸区大宮町一三〇
☎ 044-520-9505
住民生活課

行政サービスセンターご利用案内

■開所時間 午前10時から午後6時30分 ■休所日 国民の祝日 年末年始(12月29日～1月3日)

■場所 ジャスコ白河西郷店2階 ■取扱業務 下記のとおり ○は利用可能な業務です。

■問合せ 住民生活課・税務課・行政サービスセンター

業 務 内 容	手数料	午前10時～午後5時		午後5時～6時30分	備 考
		平日	土・日曜日		
住民票謄本・抄本	200円		○		一部の写し：200円 世帯全体の写し：5人まで→200円 6人～10人→400円
住民票除票	200円		○		5年を経過しない除票
住民票記載事項証明	200円		○		
戸籍附票(全部・一部)	200円		○		
除籍附票(全部・一部)	200円		○		5年を経過しない附票
身分証明証	200円		○		
印鑑登録証明書	200円		○		登録、再登録、変更登録を除く(カードを持参してください)
全部事項証明(戸籍謄本)	450円	○	証明発行事前受付のみ		平日午後5時から6時30分までと土・日曜日は証明発行事前受付のみ
個人事項証明(戸籍抄本)	450円	○			
除籍謄本・抄本	750円	○			
改製原戸籍謄本・抄本	750円	○			
平成改製原戸籍謄本・抄本	750円	○			
所得証明(一般)	200円		○		未申告を除く課税完了分
所得証明(児童手当)	200円		○		未申告を除く課税完了分
納税証明	200円		○		収納電算消込み処理済み分のみ
軽自動車納税証明			○		車検用(手数料なし) 廃車の時(手数料あり)
課税証明	200円		○		1月1日現在固定資産課税台帳に登録されているもの及び未申告を除く課税完了分のみ
資産証明	200円		○		1月1日現在固定資産課税台帳に登録されているもの
非課税証明	200円		○		未申告を除く課税完了分
所在証明	200円		○		課税完了分
収納業務		○	お取り扱いいたしません		平日午後5時から午後6時30分までと土・日曜日はお取り扱いいたしません
総合案内			○		



け努力していかねばなりません。そのためにも、全ての職員が環境保全に向けた意識向上を図り、職員一人一人の意識を改革し、省資源・省エネルギー、特に節電と紙使用量の削減、ゴミの減量化・リサイクル等に努めて行きます。

■問合せ

住民生活課

生活環境係

福島県内の最低賃金

最低賃金（産業）名	最低賃金額	効力発生日
	1時間	
福島県最低賃金 (下記5産業を除く全産業)	611円	16.10.1
非鉄金属製造業	715円	16.12.1
電気機械器具製造業	676円	
情報通信機械器具製造業		
電子部品・デバイス製造業		
輸送用機械器具製造業	710円	
精密機械器具製造業	704円	
自動車小売業	703円	

◆福島県内の最低賃金はすべて時間額のみになりました。

■問合せ 福島労働局賃金室

☎ 024-536-4604

住宅酸素療法者酸素濃縮器 利用助成事業実施

本年4月より、呼吸器機能障がい
を有し在宅酸素療法を必要とする方
に対し、酸素濃縮器の使用に係る電
気料金の一部を助成する事業を実施
いたします。

●対象者 呼吸器機能障がい3級以
上の「身体障がい者手帳」を所持
する方で、医師の指示により在宅
酸素療法者酸素濃縮器を使用して

いる方です。

●助成金の額

酸素療法者1人につき

月額20000円

●助成の申請

1 申請場所 西郷村保健福祉セン

ター内 健康推進課

2 受付期間

3月1日(火)から随時

3 提出書類

①在宅酸素療法者酸素濃縮器利
用助成申請書

②在宅酸素療法者酸素濃縮器使
用指示書又は使用証明書

③身体障がい者手帳の写し

※施設等に入所している方、もし
くは3ヶ月を超えて入院したとき
は該当になりません。

■問合せ 健康推進課

自賠責制度

自賠責保険・共済は、万一の交通
事故の際の基本的な対人賠償を目的
として、原動機付自転車を含むすべ
ての自動車に加入が義務づけられて
いる保険・共済です。年間130万件も
の交通事故被害者に支払われていま
す。なお、交通事故により加害者に
なったときは、被害者に対する損害

賠償責任を負います。詳しい内容は、
ホームページをご覧ください。

☎ <http://www.jibai.jp>

■問合せ

国土交通省東北運輸局

福島運輸支局輸送課

☎ 024-546-0343

募 集

健康に食べる

料理教室のごあんない

●日時 2月16(水)・17日(木)・18日(金)

※受付 10時～13時

※受付 9時45分～

●場所 西郷村保健福祉センター

多目的研修室・調理室

●内容 調理実習(牛乳・乳製品を
使った献立)

●対象者 『食』に関心のある方ど
なたでも(骨粗しょう症予防し
たい方へおすすめです)

●参加費 調理材料費200円

●申込み締切 2月10日(木)まで

(先着順)

●当日はエプロン・三角巾を持参

●問合せ 健康推進課 保健係

※当日はエプロン・三角巾を持参

●問合せ 健康推進課 保健係

相 談

法務なんでも無料相談所

●日時 2月6日(日)

10時～16時

●場所 白河小峰城合同庁舎内

「福島地方方法務局白河支局」

●内容 登記の手続き・土地・相続
問題、戸籍・国籍、家庭内問題、
いじめ問題などについて

●電話相談

☎ 024-534-2021

☎ 024-536-1155

☎ 024-536-1174

※秘密は厳守します。

●問合せ 福島地方方法務局白河支局

☎ 0248-22-1201

●善意

ありがとうございます。

◎西郷村に寄付された方々をご紹介します。

▼芳賀信義さん 【上野原】

(12月1日、歯科事業のブラッシ

ング指導用として)

歯ブラシ 一、四〇〇本

行事 カレンダー

2005 年 2 月
February

●今月の顔———

平成 17 年西郷村成人式
に来ていたみなさんです。

日	月	火	水	木	金	土
		1 ツベルクリン反応 (予約制) (13:00 保健福祉センター) ふるさと探検隊 『みなもん発表会』 (13:00 ウェディン グプラザ鹿島)	2 	3 BCG (2/1 ツ反接 種者) (13:00 保健 福祉センター)	4 1才6ヵ月児健康 診査 (13:00 保健 福祉センター) 一日入園 (村立西 郷幼稚園)	5 
6 西の郷音楽の祭典 (13:30文化センター) あそびの学校「くぎ うちトントン」(受 付 13:00 ジャスコ白 河西郷店)	7 	8 パパとママの子育 て講座 (2ヵ月児) (9:30 保健福祉セ ンター) 入園説明会 (9:00 まきば保育園、 10:00 みずほ保育 園)	9 	10 心配ごと相談会 (13:00 高齢者生活 支援センター) 3才児健康診査 (13:00 保健福祉セ ンター) 母子手帳交付・健 康相談 (13:00 保 健福祉センター)	11 建国記念日	12 
13 村民スキー・ス ノーボード大会 (9:00 開会式 グラ ンディ羽鳥湖スキ ーリゾート)	14 	15 寝具洗濯乾燥消毒 サービス (回収日) (9:00 村内一円) 6〜7ヵ月児健康 相談 (9:30 保健福 祉センター)	16 健康料理教室 (〜 18 日 10:00 保健福 祉センター)	17 献血 (10:00 文化 センター)	18 冬山遭難救助訓練 (9:00 那須甲子少 年自然の家)	19 
20 	21 	22 寝具洗濯乾燥消毒 サービス (納品日) (9:00 村内一円) 西郷村体育協会表 彰式 (18:30 文化 センター)	23 個別健康教育 (〜 24 日 8:30 保健福 祉センター)	24 母子手帳交付・健 康相談 (13:00 保 健福祉センター)	25 心配ごと特別相談 会 (13:00 高齢者 生活支援センター)	26 
27 心の教育講演会 (13:30文化センター)	28 行政相談所 (13:30 文化センター)					

★県南地域の主な行事です (NPO 法人カルチャーネットワーク提供)

- ・2/2〜18 コンピエーニュ・白河児童絵画交流展 (マイ
タウン白河 9:00)
- ・2/3 ちびっこおはなしのくに (白河市立図書館 11:00)
- ・2/6 第10回東村音楽フェスティバル (東村文化センター
13:00)
- ・2/11 白河だるま市 (白河市天神町〜中町〜本町 8:30)
- ・2/12 まほろん文化財講座「私が掘ったあの遺跡」(ま
ほろん 10:00)
- ・2/19〜20 羽鳥湖高原かまっこ祭り (天栄村羽鳥湖高
原生産物直売所 10:00)
- ・2/25 絵で見るお話の会 (中山義秀記念文学館 19:00)
- ・2/26 子供映画祭 (矢吹町文化センター 10:00)

誌上天然色作品展

(村内の小・中学校の児童や生徒のみなさんの作品を紹介しています。)

美術

「中学生の私」



西郷第一中学校一年
猪越千晴



美術の菊池千代子先生から一言

初めてコンテを用い、鏡の中の自分を見つめて描いた素描です。形ばかりでなく、性格や心情など内面まで表現している作品です。

詩

「灯台」



西郷第一中学校一年
小野寺巧

嵐の中を進んでいる。
心が波にもまれている。
ぼくを照らす一つの灯台。
いつのまにか 進んできた。
一つの道を 進んできた。
そう、灯台が照らす道を・・・

国語科の小林慎司先生から一言

嵐の中を進む船に自分の姿を重ね合わせ、困難な道をたくましく進んで行こうという決意がうかがえる、力強い詩です。

書

「温暖」



西郷第一中学校二年
高橋未伊



国語科の石川陽子先生から一言

行書の筆使いが正しくできています。一点一画を丁寧に、集中して書いている姿が目に見えます。